

議第 27 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

非常勤の特別職の費用弁償の見直し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年後見制度利用促進協議会委員の追加、介護保険事業計画策定委員の報酬の見直し及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号総務省自治財政局長通知）に準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）			
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償	
					市内 (1 日に つき)	市外
教育委員会委員の項～生活保護嘱託医の項（略）		下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第	教育委員会委員の項～生活保護嘱託医の項（略）		片道2キロメートル以上の場合は、1キロメートルにつき20円とし、往復で計算す	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給

改正後				改正前					
				1 その他の区分を適用する。				る。 ただ し、 1キ ロメ ート ル未 満の 端数 を生 じた 時 は、 これ を切 り上 げ る。	料表 の7 級の 職務 にあ る者 の旅 費の 例に よ る。 ただ し、 内国 旅行 の旅 費の うち 日 当、 宿泊 料及 び食 卓料 につ いて は、 同条 例別 表第 1そ
老人ホーム入所判定委員会委員の項～介護保険認定審査会委員の項 (略)				老人ホーム入所判定委員会委員の項～介護保険認定審査会委員の項 (略)					
介護保 険事業	学識経 験者	日 額	18, 000						

改正後				改正前			
計画策			円				
定委員	<u>その他</u>	日	6,0	介護保険事業計	日	6,0	他の区分を適用する。
会委員	<u>の委員</u>	額	00	画策定委員会委員	額	00	
			円				
子ども・子育て会議委員の項～財産区管理委員の項 (略)				子ども・子育て会議委員の項～財産区管理委員の項 (略)			
<u>下呂市立金山病院経営強化プラン策定及び評価委員会委員</u>	日	6,0		<u>下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会委員</u>	日	6,0	
	額	00			額	00	
			円				
学校運営協議会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第				学校運営協議会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第			

改正後		改正前			
261号) 第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項 (略)		261号) 第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項 (略)			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表の費用弁償の規定については、施行日以降に行った公務のための旅行から適用する。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

非常勤の特別職の費用弁償の見直し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年後見制度利用促進協議会委員の追加、介護保険事業計画策定委員の報酬の見直し及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号総務省自治財政局長通知）に準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

- (1) 費用弁償を市内外に関わらず、下呂市職員等の旅費に関する条例に規定する行政職給料表の 7 級の職務にある者の旅費の例によるものとします。
(別表関係)
- (2) 成年後見制度利用促進協議会委員を追加します。
(別表関係)
- (3) 介護保険事業計画策定委員に、学識経験者を追加します。
(別表関係)
- (4) 下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会委員を下呂市立金山病院経営強化プラン策定及び評価委員会委員に改めます。
(別表関係)
- (5) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の費用弁償の規定については、施行日以降に行った公務のための旅行から適用します。
(附則関係)